

平成28年度いわき市子育て支援員研修の実施結果について

1 子育て支援員研修の概要

子ども・子育て支援法に基づく給付又は事業として実施される、家庭的保育事業などの地域型保育や、利用者支援事業などの人材の確保のため、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し知識や技能等を修得するための研修制度。

2 平成28年度に市が実施した研修

○ 日程：【座学】平成28年9月6日～9月30日

【実習】平成28年10月3日～10月14日のうち連続する2日間

○ 事業委託先：NPO法人日本チャイルドマインダー協会

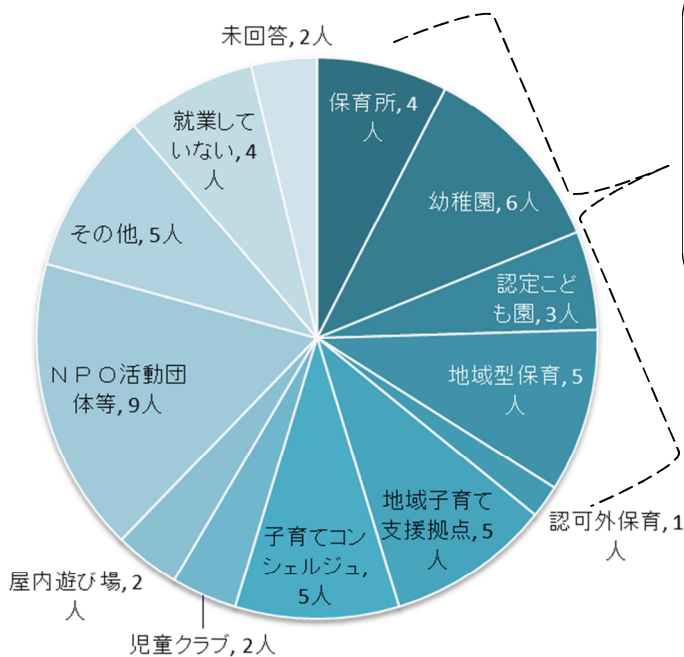
○ 受講コース・研修受講件数（申込数・修了証書交付数）

研修種別	申込数	修了証書交付数
地域保育コース・地域型保育	21件	15件
地域子育て支援コース・利用者支援事業・基本型	1件	1件
地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業	23件	21件
【現任研修】（地域保育コース）	4件	- ※1
【現任研修】（地域子育て支援コース・利用者支援事業）	4件	-
合計	53件	37件 ※2

※1 現任研修は、子育て支援員研修を修了した者の資質向上等を目的とした研修であり、修了証書は発行されない。

※2 申込者数と修了証書交付者数の間の相違は、日程の都合が合わないことなどを理由に、4件の受講キャンセルと4名の一部科目欠席により生じている。

3 平成28年度子育て支援員研修受講者勤務先内訳



認可保育所等における職員配置基準について、国が平成28年2月18日に省令の改正を行い本市条例についても改正を行いました。※3

その影響から今年度の受講者は、保育所、幼稚園等で就労している方の割合が高くなっていると思われます。（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育、認可外保育の割合は全体の約4割）

※3 【認可保育所等における職員配置基準の改正内容】

- ① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置について、これまで最低2名としていたものを、保育士1名に加えて、子育て支援員研修地域型保育コースを修了した者等でもよいとする。
- ② 当分の間、基準上必要となる保育士数の3分の1を超えない範囲で保育士とみなされる幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の免許を有する者にのうち、保育に従事したことがない者に対して、子育て支援員研修の受講を促すこととする。

【参考資料】

今年度に実施した研修コースについて補足

※ 実施したのは下図のうち破線で囲んだ2コース

分野	事業内容	基本研修	専門研修	
地域保育コース	・小規模保育事業 (B型：保育従事者) (C型：家庭的保育補助者)	8科目 8h	(共通科目) 12科目 15~15.5h	(選択科目) 6科目 6~6.5h +実習2日
	・家庭的保育事業 (家庭的保育補助者)			
	・事業所内保育事業 (保育従事者)		(選択科目) 4科目	
	・一時預かり事業 (保育従事者)			
	・ファミリー・サポート・センター事業 (提供会員)			
地域子育て支援コース	・利用者支援事業・基本型 (専任職員)	9科目24h	6科目6h	
	・地域子育て支援拠点事業 (専任職員)			

※ 上記コースのほかに、放課後児童クラブの補助者を目指す、「放課後児童コース」、乳児院等の補助的職員を目指す「社会的養護コース」がある。

(別表4) 現任研修(基本研修・専門研修)

対象者	全ての従事者(経験年数問わず)
目的	各事業の従事者としての資質の向上を図るために必要となる、基礎的分野から事業の特定に応じた専門分野における必要な知識・技術を習得する。
内容	<p>〔基礎的分野〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の児童福祉の概要 ・子どもの発達・遊びの理解 ・子ども・保護者対応、緊急時の対応 ・子どもの虐待 ・障害児への理解 等 <p>〔専門分野〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の特性に応じた研修内容とし、基礎分野と組み合わせて実施する形態も可 ・スーパービジョンによる事例の検討 等
時間数等	各事業の特性に応じた回数・時間数を設定。